

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第71号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号中「経理調整担当係長」の次に「、計画調整担当係長」を加える。

第78条第1項第24号中「追加給付」を「追加給付等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。